



Contact Us

KPMG Tax メールマガジン

No.82 – October 30, 2014

税務情報

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

国税庁は10月29日、[『社会保障・税番号制度について』](#)というページをホームページに開設しました。この制度(通称:マイナンバー制度)の概要、FAQ 及び国税分野における利活用の範囲等の情報を掲載しています。

このメールマガジンでは、この国税庁の情報をベースに、マイナンバー制度のポイントをお知らせします。

1. 個人番号

■ 個人番号の通知

2015年10月以降、市町村から「通知カード」(記載事項:氏名、住所、生年月日、性別及び個人番号)により通知される予定です。

(本人の申請により、身分証明などに利用できる「個人番号カード」(顔写真・ICチップ付カード)の交付を受けることも可能です。)

■ 個人番号の利用

「社会保障」、「税」、「災害対策」の分野に利用範囲が限定されています。

2. 法人番号

■ 法人番号の通知

2015年10月以降、国税庁から書面により通知される予定です。

商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号は、原則として、インターネットを通じて公表される予定です。

■ 法人番号の利用

利用範囲の制約はなく、官民を問わずさまざまな用途で利活用されることが見込まれています。

3. 国税分野での利活用

確定申告書、法定調書等の税務関係書類に、個人番号・法人番号を記載することが義務付けられます。関連法令の施行日が 2016 年 1 月 1 日(予定日)とされた場合の適用時期は、「[税務関係書類への番号記載時期](#)」にまとめられています。

《主な適用開始時期》

- 所得税の確定申告書: 2016 年分以降
- 法人税の確定申告書: 2016 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度
- 法定調書: 2016 年 1 月 1 日以後の金銭の支払等

税務署・企業等が個人番号の提供を受けるときには、原則として個人番号カードなどで「本人確認」を行うこととなりますが、例外的な確認方法等の具体的な内容は、今後国税庁より公表される予定です。

【参考】

内閣官房ホームページ:[『社会保障・税番号制度』](#)

(国税分野に限らず、マイナンバー制度全般に関する情報を提供するサイトです。)

通勤手当の非課税限度額の引上げ追加情報

弊社メールマガジン「[通勤手当の非課税限度額の引上げ](#)」(No.81、2014 年 10 月 21 日発行)では、10 月 17 日に所得税法施行令が改正され、マイカーなどで通勤している人が受ける通勤手当の 1 カ月あたりの非課税限度額が引き上げられたことをお知らせしました。(2014 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当について適用。)

この改正を受け、国税庁は、「[通勤手当の非課税限度額の引上げについて](#)」というページをホームページに開設しました。

すでに支払われた通勤手当に係る源泉徴収税額が改正により過納となった場合には、年末調整等により精算されることとなりますが、このホームページには、その具体的な手続等や源泉徴収簿の記載例を解説する以下の資料も掲載されています。

- [通勤手当の非課税限度額の引上げ\(PDF 178KB\)](#)
- [年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例\(PDF 252KB\)](#)

info-tax@jp.kpmg.com

Privacy & Disclaimer

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/legal.aspx>

<http://www.kpmg.com/jp/ja/pages/privacy.aspx>

KPMG Tax Corporation, Izumi Garden Tower, 1-6-1 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-6012

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.